

平成28年7月1日

「無担保住宅プラン『NEWラッキーすまいる』の 取扱いを開始いたします！」

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、無担保でご利用いただける「無担保住宅プラン『NEWラッキーすまいる』」の取扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

「無担保住宅プラン『NEWラッキーすまいる』」は、「住宅購入」「リフォーム」「住宅ローンの借換」など住まいのあらゆるニーズに対応した商品です。また、担保設定が不要であるため、担保設定にかかるお手続きや費用負担をいただくことなくご利用いただけます。

記

1. 取扱開始日

平成28年7月1日（金）

2. 商品概要

商 品 名	無担保住宅プラン「NEWラッキーすまいる」
ご利用いただける方	次の①～⑥の条件をすべて満たす個人の方。 ①年齢が満20歳以上の方（ただし、ご融資金額が1,000万円を超える場合は、満20歳以上65歳未満で完済時満75歳未満の方） ②継続して安定した収入が得られる方 ③一般社団法人しんきん保証基金の保証を得られる方 ④住宅ローン団体信用生命保険に加入できる方（ご融資金額が1,000万円を超える場合） ⑤当金庫の定める融資基準を満たしている方 ⑥当金庫の会員資格のある方
お 使 い み ち	①住宅の購入、新築、建て替え、リフォームにかかる資金 ②住宅ローンの借換資金 ③空き家の取り壊しにかかる資金 など
ご 融 資 金 額	2,000万円以内（1万円単位）
ご 利 用 期 間	20年以内（3ヶ月以上 1ヶ月単位）

3. その他

- ・お申込に際しましては当金庫所定の条件がございます。また、当金庫所定の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ローンの詳しい内容または現在のご融資利率等につきましては、当金庫の本支店または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。
- ・店頭にて説明書をご用意しております。
- ・商品についての概要は、次頁をご参照ください。

以上

☆本件に関するお問い合わせは、下記TELまたはFAXまでお願い申し上げます。

○TEL 0120-201-959 または、075-694-2729

【平日（当金庫休業日を除く）9:00～17:00】

○FAX 0120-201-580

※フリーダイヤル（電話）は当金庫営業地区（京都府および滋賀県、大阪府、奈良県）のみ可能です。

無担保住宅プラン 「NEWラッキーすまいる」

〔平成28年7月1日現在〕

1. 商品名	無担保住宅プラン「NEWラッキーすまいる」
2. ご利用 いただける方	<p>次の①～⑥の条件をすべて満たす個人の方。</p> <p>①年齢が満20歳以上の方（ただし、ご融資金額が1,000万円を超える場合は、満20歳以上65歳未満で完済時満75歳未満の方）</p> <p>②継続して安定した収入が得られる方</p> <p>③一般社団法人しんきん保証基金の保証を得られる方</p> <p>④住宅ローン団体信用生命保険に加入できる方（<u>ご融資金額が1,000万円を超える場合</u>）</p> <p>⑤当金庫の定める融資基準を満たしている方</p> <p>⑥当金庫の会員資格のある方</p>
3. お使いみち	<p>(1) 申込人が居住する申込人もしくはその家族が所有する住宅、または、申込人の家族が居住する申込人が所有する住宅にかかる次の①～③の資金。</p> <p>①住宅購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム資金およびそれに伴う諸費用 ※お申込み時点で、お支払日から3ヶ月以内のものに限り、支払済資金（売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限ります）も対象とします。 ※上記①に付随して必要となるインテリア等の購入資金も対象とします（ただし、①と合わせてのお申込みかつ100万円まで）。</p> <p>②資金使途が①に該当する、当金庫を含む金融機関等から借り入れたローン（無担保）の借換資金および借換に伴う繰上完済手数料</p> <p>③資金使途が①に該当する、当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンの借換資金および借換に伴う繰上完済手数料</p> <p>【お申込み対象となる物件の条件】 申込人もしくはその家族（配偶者・親・子・孫・兄弟）が所有する住宅で、抵当権・差押等の各種（仮）登記がないもの ※ただし、次の（仮）登記は除きます ・当金庫からの貸付（事業資金、住宅ローン等）にかかる抵当権および根抵当権 ・本ローンを利用して借り換えることで抹消となる他金融機関の住宅ローンにかかる抵当権および根抵当権 ・資金使途がリフォーム資金またはリフォーム資金の借換である場合の他金融機関の住宅ローンにかかる抵当権</p> <p>(2) 空き家の取り壊しにかかる次の①～②の資金。</p> <p>①空き家解体費用およびそれに伴う諸費用（建物解体後の滅失登記費用等を含む） ※お申込み時点で、お支払日から3ヶ月以内のものに限り、支払済資金（工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限ります）も対象とします。</p> <p>②資金使途が①に該当する、当金庫を含む金融機関等から借り入れたローン（無担保）の借換資金および借換に伴う繰上完済手数料</p> <p>【お申込み対象となる空き家の条件】 ・申込人もしくはその親族が所有する建物であること ・事業専用で使用していた建物ではないこと</p>
4. ご融資金額	<p>2,000万円以内（1万円単位） （空き家の取り壊しにかかる資金の場合は、500万円以内）</p> <p>※ただし、今回のお申込金額と当金庫ならびに他信用金庫取扱分を含めた一般社団法人しんきん保証基金保証付きローンの現在残高（貸越極度額）の合計額が一定範囲内であることが必要となります。</p>
5. ご融資期間	20年以内（3ヶ月以上1ヶ月単位）

6. ご融資利率	<p>・当金庫所定の利率を適用させていただきます。（変動金利：年2回金利見直し型）</p> <p>【リピーター優遇・セット優遇】 お申込み時点において、当金庫の対象ローンについて下記①あるいは②の条件を満たす方は、金利を年0.1%優遇させていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="395 248 1501 636"> <tr> <td data-bbox="395 248 504 495">条件①</td> <td data-bbox="504 248 1042 495"> 次のいずれかのローンについて i) 一般社団法人しんきん保証基金保証付住宅ローン ii) 一般社団法人しんきん保証基金保証付個人ローン（カードローンを除く） iii) 他保証会社保証付自動車関連ローン </td> <td data-bbox="1042 248 1501 495"> ご利用状況が次のいずれかに該当すること a) お借入日から6ヶ月以上経過し、かつ直近の約定返済を行っている b) 完済後3年以内である </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 495 504 636">条件②</td> <td data-bbox="504 495 1042 636">一般社団法人しんきん保証基金保証付カードローンについて</td> <td data-bbox="1042 495 1501 636"> 次のいずれかに該当すること a) ご契約中である b) 今回お申込みされるローンの実行日までにご契約いただける </td> </tr> </table> <p>・ご融資後の利率については、4月1日および10月1日（休業日の場合は翌営業日）現在の「当金庫の新長期プライムレート」を基準金利として、年2回見直しを行います。原則として、4月1日基準のご融資利率は7月返済分から、10月1日基準のご融資利率は翌年の1月返済分から適用されます。</p>	条件①	次のいずれかのローンについて i) 一般社団法人しんきん保証基金保証付住宅ローン ii) 一般社団法人しんきん保証基金保証付個人ローン（カードローンを除く） iii) 他保証会社保証付自動車関連ローン	ご利用状況が次のいずれかに該当すること a) お借入日から6ヶ月以上経過し、かつ直近の約定返済を行っている b) 完済後3年以内である	条件②	一般社団法人しんきん保証基金保証付カードローンについて	次のいずれかに該当すること a) ご契約中である b) 今回お申込みされるローンの実行日までにご契約いただける
条件①	次のいずれかのローンについて i) 一般社団法人しんきん保証基金保証付住宅ローン ii) 一般社団法人しんきん保証基金保証付個人ローン（カードローンを除く） iii) 他保証会社保証付自動車関連ローン	ご利用状況が次のいずれかに該当すること a) お借入日から6ヶ月以上経過し、かつ直近の約定返済を行っている b) 完済後3年以内である					
条件②	一般社団法人しんきん保証基金保証付カードローンについて	次のいずれかに該当すること a) ご契約中である b) 今回お申込みされるローンの実行日までにご契約いただける					
7. ご返済方法	「毎月元利均等返済方式」または「毎月元金均等返済方式」のいずれかをご選択いただきます。また、ご融資額の50%までの範囲内でボーナス月増額返済の併用もできます。						
8. 保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、原則必要ありません。						
9. 保証料	保証会社へ支払う保証料は、ご融資利率に含まれています。						
10. 手数料	手数料は必要ありません。						
11. 団体信用生命保険	<p>*ご融資金額が1,000万円を超える場合に、当金庫が契約する生命保険会社の団体信用生命保険にご加入いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の団体信用生命保険に加入される場合は、当金庫が保険料を負担いたします。 ・ガン保障特約付団体信用生命保険に入院・奥さま保障（ガン診断一時金）を付加した【ライトプラン】に加入される場合は、ご融資利率を年0.1%上乗せさせていただきます。 ・【ライトプラン】に三大疾病・失業保障を付加した【充実プラン】に加入される場合は、ご融資利率を年0.3%上乗せさせていただきます。 <p>*詳しくは、「各種保障付プラン〈ライトプラン〉〈充実プラン〉」の商品概要説明書およびパンフレットをご覧ください。</p>						
12. 苦情処理措置	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店または相談室（電話・FAX：0120-355-774）へお申し出ください。</p> <p>また、上記の他にも、営業店窓口に備え付けの「お客様ご意見書」の郵送や当金庫ホームページ（http://www.chushin.co.jp）上のお問い合わせより、インターネット（24時間受付）でも受付をしております。</p>						

<p>13. 紛争解決措置</p>	<p>京都弁護士会、公益社団法人民間総合調停センターの他、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店、相談室（電話・FAX：0120-355-774）または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページ（http://www.chushin.co.jp）をご覧ください。</p> <p>受付日時は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="411 607 1469 1059"> <thead> <tr> <th>問い合わせ先</th> <th>受付日時</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>075-231-2378</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人 民間総合 調停センター〈大阪〉</td> <td>月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00</td> <td>06-6364-7644</td> </tr> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00</td> <td>03-3581-0031</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00</td> <td>03-3595-8588</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> </tbody> </table>	問い合わせ先	受付日時	電話番号	京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378	公益社団法人 民間総合 調停センター〈大阪〉	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644	東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031	第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588	第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249
問い合わせ先	受付日時	電話番号																	
京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378																	
公益社団法人 民間総合 調停センター〈大阪〉	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644																	
東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031																	
第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588																	
第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249																	
<p>14. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> お申込みに際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 本申込によって、当金庫からのお借入総額（一部の借入金を除く）が700万円を超える場合には、当金庫の会員となつていただく必要があります。その場合、別途ご融資実行時に出資金（1万円以上）が必要となります。 ローンの詳しい内容、ご返済額の試算、または現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支店あるいはフリーダイヤル☎0120-201-959（平日 9：00～17：00）またはFAXフリーダイヤル☎0120-201-580（24時間受付）までお問い合わせください。 																		